1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 被災者の生活支援・再建

国への提案事項

災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 応急仮設住宅の供与期間は発災から2年となっているが,災害関連事業の進捗の状況により,住宅の再建が困難となる被災者がいることから,応急仮設住宅の供与期間の延長に係る財政措置を行うこと。
- 全壊から大規模半壊まで対象となっている被災者生活再建支援制度について, 半壊・一部損壊を支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため,避難所に なり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置,トイレの洋式化等)に対する財政 措置を行うこと。

【提案先省庁:内閣府,文部科学省,厚生労働省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり (1) 被災者の生活支援·再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

- ○救助範囲が避難所の避難者に限定されており, 在宅の避難者は 対象外となっている。
- ○法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用	日	平成30年7月5日
適用地均	域	広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 東広島市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
救助内容	容	避難所の設置, 応急仮設住宅の供与, 食料・ 飲料水・生活必需品の給与, 医療, 住宅の応急修 理 等

【被災者生活再建支援制度】

○過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和元年7月3日現在

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
- ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別 訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の 対象に追加
- ・避難所になり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置,トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う 財政措置

【被災者生活再建支援制度】

● 全国知事会の試算では、半壊の場合280万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかっており、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

令和2年度概算要求等の状況

◆防災対策の充実(災害復旧·復興)(内閣府) 54億円(前年度比101.6%)